

# I 屋外広告物の解説

## 1 屋外広告物規制の必要性（法第1条）

屋外広告物は、日常生活において必要な情報を提供するものであり、ある面では情報の受け手にとって有益なものであったり、あるいは街に賑わいを与え、経済活動等の円滑化に欠くことができないものである。

しかしながら、なされるがままに放置しておけば、経済活動の論理等によって広告物が無秩序無制限な状態で氾濫しかねない。そうなれば、岡山市の美しい自然景観や都市景観を損なうこととなるため、一定の制約や自制が求められることも当然であり、周囲の景観と調和した適正な広告物の表示が要請されるわけである。

屋外広告物の直面する問題は、基本的には両者のバランスの問題であるが、特に最近では、うるおいのあるまち、うるおいのある生活に対する市民の要望が高まってきており、屋外広告物も質の高い、美しいものであることが要求されている。

また、広告板や広告塔などは、その設置や管理が適正に行われないと、落下や倒壊などにより市民に危害を与えることが予想され、特に地震や台風等にも耐え得よう広告物の安全性が要求される。

以上のように、屋外広告物については、「良好な景観を形成し、若しくは風致の維持」及び「公衆に対する危害の防止」という2つの観点からの規制が必要とされ、このような観点から屋外広告物法及び同法に基づく岡山市屋外広告物条例、岡山市屋外広告物規則等により規制を行うこととしている。

## 2 屋外広告物とは？（法第2条）

(1) 屋外広告物とは、次の4つの要件をすべて満たしているものをいう。

- ① 「常時又は一定の期間継続して」表示されるものであること。
- ② 「屋外で」表示されるものであること。
- ③ 「公衆に」表示されるものであること。
- ④ 「看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」であること。

\*営利的な商業広告だけでなく、非営利的なもの（政治活動、労働運動のためのポスターなど）であっても、これらの4要件を満たしているものであれば、その表示する内容にかかわらず、屋外広告物に該当する。

(2) 4つの要件は、具体的には、次のとおりである。

- ① 「常時又は一定の期間継続して」

定着して表示されるものをいい、街頭で配布されるビラやチラシの類は屋外広告物にならない。

② 「屋外で」

建築物等の外側にあることを必要とし、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内にある広告物であれば屋外広告物に該当しない。

(例 自動車やビルの窓ガラスの内側から外側に向けてはり付けるビラ等は屋外広告物ではない。)

(注 ショーウィンドー等で建物の外側から出し入れする場合は屋外広告物である。)

③ 「公衆に」

単に不特定多数という意味ではなく、建物の管理権等から総合的に判断すべきもので、たとえば建物の外側に表示されているものであっても、閉鎖的な中庭に向かって表示されているようなものは「公衆に表示」されているものではない。

(例 野球場や駅構内の人に対して表示される内側にある広告物は屋外広告物ではない。)

「表示」

文字、絵、シンボルマークなどにより、一定の観念やイメージが表示されていることが必要で、何らの観念やイメージが表示されていないものは、屋外広告物ではない。

④ 「その他の工作物等」

元来、広告物の表示又は掲出の目的を持ったものでない煙突や塀のようなものや、工作物とはいえないような岩石や樹木等を意味し、これらを利用したのも屋外広告物として取り扱う。

### 3 屋外広告物の種類

条例等で規制を行う屋外広告物の種類及びその意義は、次の表のとおりである。

種類		意義	例
1	広告板 広告塔	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成したもので、土地に建植し、又は建造物その他の物件を利用して取り付けるものをいう。	屋上広告板・塔 壁面広告板 突出し広告板 サインポール 野立広告板・塔 つり下げ看板
2	屋上広告物	建物の屋上若しくは庇上に、又は屋上の工作物に取り付けるものをいう。階段室、昇降機塔その他これらに類するものの壁面に表示するものを含む。	屋上広告板・塔
3	突出し広告物	建物の壁面から突き出して取り付けるものをいう。	突出し広告板
4	壁面広告物	建物その他の工作物に塗り書きし、又は取り付けるものをいう。	塗り書きサイン 浮出しサイン 壁面広告板
5	懸垂幕	布、ビニール等の材料を使用して作成した幕を建物、塔屋等の壁面に懸垂して表示するものをいう。枠を固定して、パネル状に取り付けるものは広告板として、他の種類の広告物に該当する。	懸垂幕
6	懸垂幕 掲出装置	懸垂幕を取り付けるガイドレール等をいう。	懸垂幕掲出装置

種 類	意 義	例
7 建物敷地内 広 告 物	建物敷地（建物と一団となっている土地を含む。）内に設置するもので、他の広告物に該当しないものをいう。建物利用広告物及び野立広告物とは、区別する。	地上広告板・塔 サインポール スタンド広告 つり下げ広告 垣， 塀広告物 のぼり， 旗
8 野立広告物	建物敷地外に設置する広告板， 広告塔等で、他の広告物の種類に該当しないものをいう。	野立広告板・塔 野立掲示板
9 道標， 案内 図 板 等	道案内的要素を主たる表示内容として設置するものをいう。	町内案内図板 観光地案内図板 店舗等案内図板
10 は り 紙	紙等に印刷し， 又は手書きしたもので， 建物その他の物件に押しピン， テープ， 糊等ではり付けたものをいう。	ポスター ビラ
11 は り 札 等	概ね， ベニヤ板， プラスチック板等に紙その他のものをはり， 若しくは差し込む等により定着させ， 又は直接塗装・印刷をして， 容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているようなものをいう。	はり札
12 広 告 旗	広告の用に供するいわゆるのぼり旗で， 容易に移動させることができる状態で立てられ， 又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているものをいう。	のぼり
13 立 看 板 等	概ね， 次のような広告物又は掲出物件で， 容易に移動させることができる状態で立てられ， 又は容易に移動させることができる状態で工作物等に立て掛けられているようなものをいう。 ・木， ビニールパイプ等の枠に紙張り， 布張り等をした立看板 ・ベニヤ板， プラスチック板等に紙その他のものをはり， 又は直接塗装・印刷した立看板 ・立看板に類似の形状で， 屋外広告物となるパンフレットやチラシ等を掲出する物件 ・いわゆるベンチに直接印刷・塗装する等により広告物を表示した掲出物件	立看板 折立看板
14 電柱類広告物	木， 金属等の耐久性のある材料を使用して作成したもので， 電柱， 電話柱， 街路灯柱， 電車架線柱， アーケード支柱等に突き出して， 又は巻き付けて設置するものをいう。	袖付け看板 巻付け看板
15 標 識 利 用 広 告 物	金属等の耐久性のある材料を使用して作成したもので， バス， 電車の停留所標識又は消火栓標識を表示し， 又は取り付けるものをいう。	停留所標識利用広告 消火栓標識利用広告
16 車体広告物	路線バス又は路面電車の車体に塗り書きし， 又は取り付けるものをいう。	車体広告
17 横 断 幕	布， 網等の材料を使用して作成した幕で， 道路上空を横断して表示するものをいう。	横断幕
18 ア ー チ	道路上空を横断するアーチ状の工作物に取り付けるものをいう。	アーチ広告
19 アドバルーン	アドバルーンの網又は気球に表示するものをいう。	アドバルーン